

平成 21 年度第 4 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 10 月 27 日（火）13 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

少し遅れましたけれども、ただいまから「税制調査会」を開催いたしたいと思えます。それぞれ副大臣、政務官、こちらの方も少し遅れているようではありますが、予算編成と税制改正と両方絡んでいるので、欠席する場合もあるということだけ御理解いただきたいと思います。

本日は、前回に引き続きまして、個人所得課税、間接税、資産税という 3 つの分野についての勉強を兼ねた審議を行いたいと思えます。

先日、ある大学の先生と税理士を兼ねた方から 1 通のメールをいただきまして、ドイツの事例を挙げていただきました。ドイツでは最近資産税を復活すべきだという運動が起きているんだそうであります。これはお医者さんとか、かなり裕福な方々を中心にして、要するに国の財政が大変だと、ついてはもう一度資産税を復活したらどうだということがドイツで起きてきているという話を聞きまして、ドイツという国は本当にうらやましい国であるなど、日本でも同じような運動が起きないかなと思っておりますけれども、またいつかそういったこともわかれば、資料なども渡ししたいと思います。そういう事例があったことだけ冒頭申し上げておきたいと思えます。

その後休憩を挟みまして、午後 2 時 10 分から、本日は日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会、この 4 団体から税制全般にわたるヒアリングを行い、意見交換することにしたと思えます。

（報道関係者退室）

○峰崎財務副大臣

前回の宿題事項がございましたので、古本政務官、お願いいたします。

○古本財務大臣政務官

財務政務官の古本でございます。前回、幾つか宿題をいただきました。机上に配付いたしておりますけれども、1 点目は、法人所得課税の実効税率及び社会保険料負担というチャートを少し俯瞰してみたいという御指示でございましたので、資料を用意しております。

2 点目が、法人・個人企業間の開廃業の率について、少しフォローせよという御指示がありました。こちら資料を添付いたしております。

最後が、税理士会による、いわゆる一人オーナーの適用状況、見積り、金額の相場観、給与所得が少し高いのではないかという御指摘もありまして、改めてデータの算出根拠などを、9、10、11 ページにそれぞれ調べたプロセスを落としておりますので、これは後ほど紙面確認していただいて報告に代えさせていただきますと思えます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ただいま御説明がございましたが、前回、内閣府の副大臣から質問があったんですが、今日は質問者がおられないので残念ですが、何か御質問などがありましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

山田農林水産副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

法人所得税の実効税率の国際比較という資料で、日本とアメリカの比較はできますが、アメリカは、いわゆる社会保障税というのを企業がかなり負担していますね。日本はそれが少ないと思うんだけど、それも比較しないと企業の負担というのはわからないと思います。

○峰崎財務副大臣

3 ページに平均的なところは出されておりますし、4 ページ目には業種別に、法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査ということで記載しております。

事務方で何か補足することはございますか。

○重藤財務省主税企画官

今、峰崎副大臣の方からお話があったとおりでございますが、2 ページ目が国税と地方税を合わせた実効税率で、3 ページ目に法人所得課税の税収と社会保険料の事業主負担の国民所得比ということで、マクロベースでの負担の状況。4 ページ目には、法人所得課税の税率及び社会保険料負担だけではなくて、課税ベースもそれぞれいろいろな租税上の措置で違ってまいりますので、そうしたものも加味した上で、実際の企業の負担がどのぐらいになっているか。そういう3種類の資料を今日は出させていただいております。

○峰崎財務副大臣

もう一回確認しますが、ここに書かれている社会保険料というのは、公的な社会保険ですね。

○重藤財務省主税企画官

左様でございます。

○峰崎財務副大臣

そうすると、今、山田副大臣からあったアメリカの医療費の負担をしているというのは、公的負担ではなくて私的負担ですね。

○重藤財務省主税企画官

アメリカの場合は、かなり私的な制度で負担しているところがあると承知しておりますが、この統計にはそういった分は入っていないということでございます。

○峰崎財務副大臣

ということは、この統計の中には山田副大臣がおっしゃる、企業が私的に民間企業と契約して医療保険に入るのは入っていないということですね。それも実は企業が負担している。これは、GMのときのレガシーコストと言われているものですね。ですから、そういうものは入っていないけれども、こういう状態だということで、実際はもっと負担をしているということですね。

○古本財務大臣政務官

下の方に書いてありますね。

○峰崎財務副大臣

そうですか。ごめんなさい。ありがとうございました。

そのほかなければ、今日の個人所得課税から入っていきたいと思います。それでは、個人所得課税についての審議を行いたいと思います。まず、古本、小川、両政務官からそれぞれお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

財務政務官の古本です。A4横書きの個人所得課税の資料をごらんいただきたいと思ひます。

1 ページ、こちらには政府税調への総理諮問文を記載してございます。ポイントは、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方を検討するというふうに諮問をいただいております。

これを踏まえまして、個人所得課税全体としての見直しのあり方について見てまいりたいと思ひます。

2 ページ、御案内のとおり累次の税制改正によりまして、個人所得課税というのは、このところ控除の拡大、いわゆる適用範囲、ブラケット、税率の適用範囲の拡大によりまして、全体に課税最低限の引き上げが行われてきております。結果として負担軽減が行われてきたということでございます。

所得税でありますけれども、例えば昭和61年をごらんいただきますと、このころは最高税率が70%と非常に高かった。ブラケットも15段階ぐらいございました。これは、資料5に出ております。昭和61年当時は、そういう状況であったということです。

一方、そういう状況になりましたが、いわゆる給与所得者の所得水準の上昇、あるいは平準化などによりまして、時代の要請もあったんでしょう、非常に重税感があり、その緩和、あるいは景気対策の観点もありまして、いわゆる政策減税を累次にわたって行ってきたということでございます。

結果として現在は、納税者の8割が限界税率10%以下という状況に至ってございます。資料の6ページでございます。限界税率が縦の軸で、横軸が全体に占める構成割合です。要は8割の方が限界税率10%以下の所得課税になっているということであり

ます。いわゆる課税最低限につきましても、モデル世帯、夫婦子2人モデル、これは昭和61年ごろは14%ぐらいありましたが、現在は8%ぐらいに減っております。このモデルで見た場合に、昭和61年の課税最低限が235万でありましたが、現在では325万に引き上がっております。このイメージが3ページでございます。破線の上のところは昭和61年の税率でありまして、実線の黒太が現在の税率ということで、若干右にずれている、課税最低限が上がってきたということでございます。

財源の調達機能が非常に低下してきているという事実を、2ページに戻って見ていただきますと、昭和61年当時は約16兆強ございました。ピークの平成3年には約26兆強。それが20年度の実績でいけば15兆ということになります。これは累次にわたる政策減税なんですけれども、このことが何を意味するかということになります。

具体的に個々のモデルを見るのははしよりますけれども、象徴的な3ページの夫婦子2人のモデルで見ていただきますと、年収700万世帯の所得層におきましては、実効税率の過去からの推移は、昭和61年には12.7ポイントだったものが、現在では6.6ポイントになっております。合わせて独身給所得者を4ページで見ていただきますと、500万の給与収入がある方について、実効税率は昭和61年には13%であったものが、現在は8.4%になっております。ブラケットの見直し、最高税率、累進税率の見直し等によって、こういったことになっているわけでありましてけれども、他方で控除の見直しもいろいろやってまいっております。基礎控除、配偶者控除、扶養控除は、昭和61年は31万であったものが、現在は38万。そして特定扶養控除は、今、話題になっております、いわゆる年少控除が終わった高校生から大学を卒業するまでの間、実は平成元年の創設当時は45万円でありましたけれども、現在は63万円まで拡充をいたしております。

以上のような結果から、9ページ、ブラケットが5%~10%の間に入る、限界税率5%~10%の納税者が納税者の全体の8割です。この方々の所得税収で見ますと、約2割を負担をいただいていることとなります。他方、限界税率が20%~23%の方々によって4割の所得税を支えていただいております。所得金額ベース、課税所得ベースで約330~900万のイメージになります。したがって、給与収入ベースで見ますと、夫婦子2人で785~1,430万の方々です。更に累進税率が33%~40%のブラケットに入る方が、これも同じく4割を支えていただいていることとなります。つまり2割の方々が8割の所得税を支えていただいているということでございます。

今後、低所得層の控除税制では、低所得者には恩典が及ばないということで、いろいろな給付付き税額控除など議論をしてみたいわけでありましてけれども、他方で、今、申し上げたような一定の所得層が、更に課税強化されるということになりますと、勤労意欲の減退など、いろんな側面もございまして。したがって、今後の所得税のあり方を検討する際には、幅広い所得層が所得税全体をどのように支えるかという税制にしていくべきかということが大変重要な観点になってくると思っております。

実は昭和 61 年と、現在の GDP あるいは給与総額を比較いたしますと、約 1.5 倍に膨れております。にもかかわらず、所得税収はむしろ下回っている現状は、やはり幅広い所得階層にどのように所得税というものの担税力を求めていくかという、議論の端緒にいたしたいと思っております。

あと控除の見直しについて若干補足させていただきますと、いわゆる配偶者控除の議論もあるわけなんですけれども、先般小川政務官からも課題提起がありました、いわゆる課税ベースを見直しました結果、地方税との課税最低限が逆転するという問題も論点としてあると思います。

配偶者控除の見直しにつきましても、実は現在納税者の 6 割が限界税率 5% が適用されているという事実をかんがみますと、仮に廃止をした場合でも、その増税効果、言わば国民の皆さんの痛みが伴う部分でありますけれども、ずばり 38 万円の 5% ありますから、年間で 1 万 9,000 円、月額に置き換えれば 1,500 円の負担増になる。そういう方々が全体の 6 割なんだろうということも想定に置きながら、議論の選択肢として排除することなく議論はしていくべきではなかろうか。そうしなければ、累次にわたる所得再分配機能の見直しを図ってきたことの全体の整備がつけにくいのではないかという問題意識でございます。

最後に、特定扶養控除もあえて付言をしたいと思っております。これは高校から大学までの卒業を念頭に 16 歳～22 歳まで、特に教育費が必要である世代に、平成元年に 45 万円で創設されました。今般、公立高校の授業料の無償化ということに向けて、政府として取り組むわけではありますが、この控除から手当へという原則に照らした場合に、この無償化というのが手当のたぐいになるかどうかの御議論は少し余地がありますけれども、引き続き現在の水準を維持したままでの議論とするのかどうかということも合わせて、論点として惹起されてしかるべきではなかろうかということでございます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

次に小川政務官、よろしく願いいたします。

○小川総務大臣政務官

総務の小川でございます。個人住民税、地方の所得課税について御説明申し上げます。横表をごらんいただきたいと思います。今、所得税について説明がありましたとおり、所得再分配という機能を負っているのが所得税だとすれば、それとの対比で申し上げますと、地域の会費という性格が強い、その点に絞って御説明申し上げます。

1 ページ、個人住民税に関しては、大体 10 兆円前後の税収でございます。右から左目の棒ですけれども、19 年度に約 3 兆円跳ね上がっております。これがいわゆる税源移譲と言われるものでございます。この 10 兆円前後というのは、地方税全体 30 兆円余りからしますと約 3 分の 1 という状況でございます。

2 ページ、個人住民税の税率構造であります。20 年ぐらいいさかのぼりますと、ごらんのとおりに一番左側です。最低 4.5%から最高 18%まで 14 段階、しかし、平成 19 年に税源移譲が行われたときに、一律 10%ということになりました。これは税率構造からごらんいただいても、所得の再分配というよりは、地域の会費を薄く広くお納めいただくという性格が色濃くなっている部分でございます。

3 ページは、所得計算のフローでございます。もう先生方おわかりのとおりと思いますので、省略をさせていただきます。

4 ページ、控除額のところをごらんいただきたいと思います。上から基礎控除、配偶者控除、扶養・親族控除というふうに並んでおります。右側に控除額と減収額をそれぞれお示しさせていただいておりますが、特に控除額をごらんいただきたいと思えます。例えば一番上の基礎控除、所得税 38 万円に対して住民税が 33 万円、若干ですけども控除額が低く抑えられております。これも地域の会費という性格を鮮明にするものでございまして、この分課税ベースは広い、1 人でもたくさんの方に会費を納めていただいているという性格の表われでございます。

5 ページ、こちらの方は生命保険料の控除等々、あるいは住宅に係ります特別控除等々がございしますが、いずれも所得税より低い控除額であり、あるいは税額控除にいたっては、所得税にある制度が住民税にはない。この辺にもその性格が表われております。

以下、参考資料、税収の推移、税制度そのものの概要でございますが、説明は省略させていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。皆さん、今日は長丁場ですから、前段は上着を脱いでいただいても結構でございますので、後段の方はヒアリング対象の方が来られますので、よろしく願いいたします。

それでは、今のお二人の内容提起について、御質問があればお伺いいたします。

どうぞ。

○田村内閣府大臣政務官

大塚副大臣の代理でございますので、範囲を超えておりますけれども、当時野党で担当しておりましたので、問題提起をさせていただきます。この夫婦子 2 人というのは、おそらく今までと変わらなければ、妻は専業主婦という前提ですね。それは昔からずっと変わっておりませんが、現在は共働きの家庭の方がはるかに多いという現状にある中で、このデータを使うのはどうかと、今、事務方ににらまれましたけれども、そこはまさに扶養控除とかの計算で、特に海外比較において、参考資料で海外比較が出てまいりますけれども、そういったところで大きな違いが出てまいります。

更に、いずれは課税単位をどうするかという議論を考えるに当たっても、そこはど

うするか。専業主婦の場合と共働きの場合を少なくとも並立させることが現状にふさわしいというのは、前からある意見でございまして、その点は是非御認識をいただきたいと思います。

まさに、控除から手当という中で、各国比較が極めて難しいというのは、私も財務省、主税局を担当しておりましたのでよくわかるんですけども、例えば民主党の1丁目1番地の子ども手当を考える際に、扶養控除を廃止する、それを子ども手当の財源にも使うという、まさに控除から手当へというのがある中で、海外と比較する際には、手当も相当勘案しないと、極めて一面的な議論になってしまうと思います。

ここではあくまで補足的になっておりますけれども、やはりそこは海外との比較が大変重要なわけございまして、そういう意味ではパターンが増え過ぎてしまうかもしれないませんが、税額控除というのは、例えば11ページにありますけれども、この海外比較で棒グラフの備考に、イギリスの税額控除というのは給付なので除外をしていると書いてありますが、手当も税額控除もある意味では、結局家庭においては同じでありますので、手当と控除を合わせた比較も、まさに子ども手当、そこは税調だからこそできる議論で、子ども手当をどうするのか、雇用控除をどうするのかという議論をする際には、手当も税額控除も単なる所得控除も合わせてそれぞれどうなるのかという、恐らく内々にはつくってらっしゃると思いますけれども、それは議論の材料として大変重要だと思います。

もう一点だけ細かい話でありますけれども、給付付き税額控除、私も担当しております、私の記憶ですと、アメリカ、イギリスで先行導入をして、ドイツが追随をして、だんだん進化しております、勿論国によって事情は全く違いますけれども、最近この10年以内に、オランダ、スウェーデンが導入をして、たしか社会保障給付と連動させるというところまで、それは北欧だからというのがありますが、そこら辺も一つのサンプルとして重要だと思います。

得てして主税局の場合は、英・米・独・仏、ついでにカナダとしか比較しないことが多々ありますので、峰崎副大臣ですから、そんなことにはならないと思いますけれども、是非、オランダ、スウェーデン辺りも今後大きな見本にしていきたいと思っています。

以上です。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

まずモデルなんですけれども、あえて昭和61年ごろから、いわゆるこのモデルにはまる人が減ってきていると紹介しました。当時14～15%が今は8%ぐらいなっています。日本の家族イメージからいきますと、単身者世帯が増えますから、そこは御指摘のとおりなんです、なおこの700万の中には、当然、配偶者控除の適用を受けてい

る人の対象を前提に置いておりますので、パートでも例の 103 万の中で収めておられる方は入っておりますので、必ずしも専業主婦だけに傾斜した議論のチャートではないということだけは、いわゆる奥様が週に何回かパートに出ておられる方もカバーしたデータだと思っています。

○峰崎財務副大臣

中川副大臣、お願いします。

○中川文部科学副大臣

最近、子ども手当を支給していく財源として、企業負担も工夫していくべきではないかという議論が出てきておりますので、ちょっと付加したデータがほしいんです。これは面白い議論で、私、ユネスコでパリへ行ったときに、フランスの子ども手当の金庫というのがありまして、日本でいったらファンドがあるんです。フランスの子ども手当の発祥というのが、もともと戦後、給与ベースの中にある家族手当を労働組合が束ねていったらしいんです。共通項として、それが発祥になって、その束ねていった基金が中心になって子ども手当が始まって、あとそれに付加されたのが、いわゆる自由業者、勤め人ではない人たちの分の子ども手当を付加していくということの中で、国が税をそこへ追加して、それで子ども手当が今の状況になっているということ。だから、独立したファンドで子ども手当を運用しているんです。企業負担という感じです。

日本の場合も、各企業で給与ベースの中に家族手当というのがあるんです。子ども手当をこれで国が出しますよということになったときに、企業が家族手当をどう見ていくかということも頭に置いて制度設計をしなければいけないと思います。ですから、これはこれからの議論ですけれども、この企業の中にある家族手当の現状がどうなっているかデータを見たことがないんです。このデータが、もしあれば出してほしいし、なかったら早急に調べて、現状がどうなっているかつかんでおく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

今日は、厚生労働副大臣が来ておりませんが、財務省にしても総務省にしても、厚生労働関係の資料は、そういったものは入ってきますか。あるいは経済産業省で企業が家族手当をどうしているかという実態はつかんでいますかね。

後で検討してみてくださいか。

それでは、今の副大臣の御提案も、どういったものがあるかということについて検討するようにしていきたいと思います。要するに所得控除から税額控除、税額控除から手当となってきましたから、そういった意味では今まである手当はどうなっているんだと。それから、御存じのようにイギリスのように子どもが生まれたからぼんと貯金させておいて、それを 18 歳になるまで解約してはだめだという仕組みだとか、いろんなものがありますので、そういった関係で手当関係を少し調べて、その上でその

中に税負担がどれだけ入っているのかとか、企業負担がどうか、こういったことについての各国のデータを調べてみてください。

そのほかございませんでしょうか。

国民新党さんと社民党さんにお伺いしたいところがございます、というのは、再分配機能のところ、最高税率を上げた方がいいという見解をお持ちだというふうに聞いておるんですが、その点は、今まで議論があるように、むしろ課税ベースを、税額控除の方に持って行って、いわゆる最高税率をあまり上げないで再配分機能を高めていくのには、こういう税額控除あるいは手当の方がいいのではないかと今、考えているんですが、その辺りどのような考えを持ってらっしゃるかちょっと。

○下地国民新党政務調査会長

うちの公約の中では、最高税率を上げた方がいいという公約があるんです。まだまだ深い論議はしておりませんが、今の論議を聞きながら、どうするのかまた相談してまいります。

○阿部社会民主政策審議会長

私の方も、最高税率は、1998年段階まで戻した方がいいという考え方と同時に、先ほどの児童手当の企業負担分は多分2,000億ぐらいで、地方負担分が5,000億で、合わせて7,000億ぐらいだったと記憶します。

○峰崎財務副大臣

今日、実は資料としてお配りしていませんが、今の最高税率を上げた方がいいという議論と、民主党はどちらかというところ、これまでは所得控除から税額控除、そして手当として再配分機能を進めていくというふうになっているんですが、一度前に国会でよく議論したんですけれども、金融所得と分離課税になっているために、所得が2,500万円を超えますと実効税率が平均で下がってしまうという、この資料にも載っておりますが、金融所得の資料を後に載せていただいておりますが、16ページをみてください、金融所得課税は配当、キャピタルゲイン、こういったものが今、上場株式の場合は10%です。そうすると、大変巨額の配当をいただいている方、あるいはキャピタルゲインをいただいている方は、実効税率が10%ですから、1億円の収入があっても10%です。2億円あっても10%です。これは、実は幾ら最高税率を所得税の世界で上げて、この2,500万円辺りで上限を打って、最高税率を上げて、それはサラリーマンのかなり高い方々には該当するんですが、実は日本の所得階層で一番大きい問題になっている金融所得を大量に持つておられる方には効きません。この点は是非総合課税にした方がいいのではないかと議論は勿論あるんですが、分離課税の場合にはこのところを少し、社民党さんと国民新党さん、検討しておいただければと思います。

増子経済産業副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

初歩的なことで大変恐縮なんです、人的控除等を含めて控除がたくさんございま

すね。余りにも複雑で、怪奇といったら失礼なのか、わかりにくい部分がたくさんあると思うんです。ですから、税調の方として、この控除の整理といいますか、もう少しわかりやすく、ある意味では透明性も含めてですが、整理をされるお考えをお持ちになっているのかどうか。

どうしてもいろんな方々から、あまりにも控除の種類・数が多過ぎて、自分はどこに該当してどうなるかわからない。ということは、日本で個人申告をする場合に、税務署に行ってもなかなかわからないケースがいっぱいある。それでは税理士さんに頼むか、それは個人的には無理ですね。ですから、そういう意味では、この控除に対しての整理というものを、せっかくの機会ですから考えていくことがあるのかどうか、これについて。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

資料の補足だけさせていただきます。資料をはしょってしまっただけで済みませんでした。8ページをごらんいただきたいと思います。これは課税最低限の給付で夫婦子2人のケースを例に取っていますけれども、要は325万円というのが課税最低限であるという、その心は、要するに給与所得控除の115万5,000円から始まりまして、社会保険料控除32万5,000円、基礎控除38万円、特定扶養控除63万円、配偶者控除が38万円、そして扶養控除が38万円、こういう形で入っておりまして、比較的それぞれが創設されたときの歴史とか、そういうことを少しおさらいすることも有益かと思えますけれども、一応控除はそういう形になっております。

○峰崎財務副大臣

増子副大臣の御説明に、これまで税調でどんな議論をしてきたかといいますと、これは民主党の時代でございますけれども、実は今の所得控除から税額控除、税額控除から手当へというのを、所得税というのは別名あつらえ税と言ったりして、一人ひとりの体に合わせて、例えばこれが所得による階層だけではなくて、障害者だとか、勤労者だとか、あるいは働きながら勉強している人たちに対する控除とか、いろんな諸控除を組み合わせしてきた。つまり社会保障を控除の中でやろうとしたわけです。これは、社会保障はむしろ手当でやるべきではないかという方向へ変えようと考えていますので、どちらかという整理していこうという方向に、これまでも前向きだったというのが今まででございます。

ですから、これはこれからの議論ですから、新しい新生税調の中で議論していただいて、今、増子副大臣がおっしゃったように、やはり非常に複雑であるということの整理の方向はある程度出した方がいいのかなと。

それと、ごらんになればわかるんですが、給与所得控除が一番ウェートが高いわけです。これは民主党のマニフェスト中には、これは青天井で効いてまいります。この

間、一人オーナーのときに、1億円なら625万円という数字がありましたね。つまり所得がどれだけ増えても給与所得控除が永遠に効くという構造になっておりますので、そこはどこか上限を引いた方がいいのではないかという議論を指摘した経過がありますので、合わせて御承知おきいただければと思います。

それでは、本当に所得税はものすごく複雑で大きい問題なんですけど、次の議題の間接税に移らせていただきたいと思います。

古本、小川、両政務官、よろしくお願いいいたします。まず、古本政務官、よろしくお願いいいたします。

○古本財務大臣政務官

では、引き続きまして政務官の古本です。

間接税、資料の横書きをごらんいただきたいと思います。まず1ページをごらん願います。総理の諮問文でございます。

環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税へ、酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること。こういう諮問をちょうだいいたしてございます。

資料をめくっていただきまして2ページでありますけれども、ざっくりごらんいただきますと、間接税の全体の中で、いわゆる消費税のシェア、そして個別の間接税のシェアを落としてございます。個別の品目について、それぞれ紙面でもって税目を確認いただきたいと思います。

続いて資料の4ページでございます。課題の暫定税率の問題でございます。自動車関係諸税につきましては、21年度税収のうち暫定税率の上乗せ相当分は、国分で1兆7,000億円でございます。地方分で8,000億円でございます。合わせまして2.5兆ということでございます。

これらのことについて、今日は個々については掘り下げませんが、それぞれ租税特別措置として、いわゆる増収の措置をしているということでもあります。

昭和49年のオイルショックの際に、消費を抑制しようということで入れたのがきっかけでございます。ところが、ガソリンという商品は代替性が効かないものでありまして、ほかのものを入れたのでは車は動きませんので、そういう意味で、高度成長、モータリゼーションの到来ということもあり、実は余り消費抑制は効かなかった。

その後に、暫定税率の目的として付加された道路建設の促進加速、このことについてはまことにもって効果を果たしたということが経緯であり、今日的には財源としての担税力を求めたりということも併せて付加されてきている状況でございます。

めくっていただきまして、話題の環境税との絡みも若干議論があるようでありましてけれども、日本のガソリン税というのは一体どうなのかということでありましてけれども、税負担額を見ていただきますと、リッター当たり約62円ということでありまして、

諸外国に比べれば比較的低い、安いということだと思います。

めくっていただきまして6ページであります。これは新たな観点でありますけれども、世界になくて日本にだけあるものは何かというと、高速料金でありまして、若干、ロードプライシングで賦課している国も最近はあるようでありまして、日本の場合、いわゆる高速料金の料金部分を仮に年間のガソリン消費量に換算して、台当たり負担を試算してみましたところ、プラスで155円の負担がかかっているということでありまして、併せてガソリン税が62円、そして、ガソリン価格を乗せて122円に対して、高速料金がかかると、約30円弱付加されまして、約リッター155円、これはほぼイギリス、スペインと言われている国々と並ぶということでありまして。

併せて資料の7ページでございますが、温室効果ガスの排出量、京都議定書の約束期間、2008年から2012年までにおきまして、9.6%の排出削減が必要であるということでもあります。

8ページには、先のサミットでの総理の演説のポイントを記載してございます。昨日の総理の所信の中でも、チャレンジ25ということ宣言がされたわけでありまして、それに向けての議論をどのようにしていくかということでございます。

若干飛びまして11ページでございます。これもいろいろと環境省の方でもお調べをいただいている出典でございますけれども、いわゆるCO₂の排出原因者が、やはり負担をすべきではなかろうかという議論を、いわゆるエネルギー課税という観点での諮問をいただいておりますので、少し網羅的に見てみたいと思います。

逆算いたしますと、要するに、CO₂の排出量を1トン当たり換算いたしまして、エネルギー課税がどのくらいの負担をしているかという見方があります。

ガソリンにつきましては、CO₂の排出量1トン当たり約2万4,000円の課税がなされている。税として負担いただいている。軽油につきましては1万3,000円、重油については約750円、石炭につきましては約290円、天然ガスにつきましては約400円というところがございます。諸外国の例もベンチマークいたしておりますけれども、大体ガソリンが高く、次いで軽油が高く、そして産業活動のエネルギーになる重油、石炭、天然ガス等には比較的緩やかにという国もありますけれども、デンマークのように非常に明解にCO₂排出原因者がということで課税している国もあるということでございます。こういったことが間接税の揮発油税などがございます。

続いて13ページには酒税の関係が出ております。酒税につきましては、いわゆる致酔性による税の議論もすべきであるということで、アクションプログラムにもまとめがございますけれども、アルコール度数に比例した税制ということになりますと、税収構成あるいは消費者の現在の税負担との関係をどう考えるかなど、大変論点が多岐にわたります。

併せてビールに関しては、元来大変ぜいたく品であるということに税率が決められた背景もございます。今や我々の志向を考えますと、ビールが大変な酒税の中で発泡

酒も含めまして、リキュール類も含めまして、大変な酒税の根幹を支えていただいているということを考えまして、今後いろんな議論があるんだろうと思います。

続きまして、たばこ税でございますけれども、たばこ税は、最初に 17 ページをごらんいただきたいと思ひます。

これはWHOによります、たばこ規制の枠組み条約のものを、我が国といたしましても既に締約国ということになっております。この中で指摘を受けているのが、第 3 部、たばこの需要の減少に関する措置の第 6 条ということでありまして、(a) です。たばこの消費の減少を目指す健康上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には、価格政策を実施すること。こういうことでありましてけれども、要はたばこ事業法を財務省として所管しております。たばこを、税収を負担していただくものとして受け止めるのか。果たしてWHOからの度重なる指導がある中で、価格コントロールをいまだ踏み込んでいない日本としてどうするのかという議論が背景でございます。

たばこ税収につきましては、16 ページをごらんいただきますと、これまで累次にわたる 1 本 1 円の増税による、言わばゆでがえるのように、本当に喫煙をなさっている方々には多大なる国税の貢献をいただきますと同時に、徐々に上がってくるわけでありまして、現在の状況でございます。ピークの 3,483 億本消費をいただいていた時代からいたしますと、現在約 1,000 億本の減少の中にあつて、税収が国・地方を合わせて約 2 兆維持できているのも、この間の累次にわたる 1 本 1 円の増税が寄与するところでございまして、納税いただいている方々に感謝しつつ、さりとてたばこ規制枠組条約という大変な国際機関からの締約国である日本としてどうするかというのも併せて議論になるんだろうということでもあります。

最後に消費税でありますけれども、消費税の議論は大変多岐にわたりますので、はしらせていただきたいと思ひます。どうぞ自由な御議論の中で、消費税も御意見があれば賜りたいと思ひます。

以上であります。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官。

○小川総務大臣政務官

地方税の部分を御説明申し上げます。横表をごらんいただきたいと思ひます。「間接税等 [地方税]」。

1 ページです。全部で地方消費税以下 7 税目ございまして、間接税収の総計は 5 兆 3,000 億、地方税収全体が 37 兆円ですので、1 割と少しということでございます。国税が 4 割近い部分が間接税ということですので、先週御説明いたしましたとおり、大変安定税目を地方税の立場からも充実していきたいというのはこの点にもございます。

おめくりいただきまして、自動車関係でございます。表紙も含めておめくりいただ

いて2ページです。

軽油引取税以下4税目、ガソリン税から一部入ってきます譲与税を始めとして3つ、合計で3兆6,000億円が自動車関係諸税ということです。その上に括弧書きで、8,055億ございます。これがまさに暫定税率部分でございます。今回、国策により減税ということであれば、この部分をどう補填するかということが1つの大きな論点でございます。

おめくりいただきまして、3ページ、国税同様の分析でございますが、軽油に対する税負担、国際比較でございます。日本は右から3番目、アメリカ、カナダに次いで、そんなに高くないという現況でございます。

4ページ、自動車取得税に関連いたしまして、いわゆるエコカー減税、21年度から23年度にかけまして、それぞれ燃費基準の達成度合いに合わせて7割減免、5割減免ということをしてしております。この部分も暫定税率存続が前提になってきただけに、その辺の議論は大きな議論として残ります。

おめくりいただきまして、たばこです。国税と同様でございますが、5ページの右側に整理してございます。マイルドセブン1箱300円、税金が174円です。半分以上税金ということでありまして、国・地方で折半しているというのが、たばこ税の現況です。

おめくりいただきまして、地方消費税、6ページです。全体の5%のうち1%分地方消費税としていただいております。併せて残り4%の国税から約3分の1、地方交付税に繰入れをお願いしているということでございます。

以下、参考資料です。グリーン化の状況あるいは地方消費税の創設の経緯、社会保障関係費に対する地方負担の整理をいたしております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。時間も大分押してきております。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

消費税を導入する際に、日本も税体系の中で直間比率を見直すということが大きなテーマの1つだったと思います。

今回の間接税の論議をするときに、その直間比率の見直しというものを改めてしっかりと踏まえて議論をするのか、あるいはここも間接税の議論を行い、その結果直間比率がこういうふうになったというふうにするのか、その辺の基本的な考え方をどういうふうにお考えになって、この税調を進めていくかということをお教えいただければありがたいと思います。

○峰崎財務副大臣

この件について、我々も今までしっかりと議論しておりませんが、皆様方で何かこ

の点について御意見、おれはこう考えているということがありましたら出していただければと思います。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

旧党税調の時代からも含めまして、直間比率を見直すというアプローチというよりもむしろ、個々の間接税の議論をどうするかという議論があったのは事実です。

他方で、消費税の話は、少なくとも三党合意も含めまして、この4年間は税率の見直しをしないという議論がある中で、当然に先生が御指摘の直間比率ということになれば、消費税の話とセットになります。これは大変大きな議論になるだろうと思っていまして、まずは個々の暫定税率を始め、この議論を含めて、まず走らせていきたいというふうに、事務としては思っております。

○増子経済産業副大臣

私は、基本的にはある程度直間比率の見直しということが前提にあった方がいいような気がするんです。なぜならば、税は、前回言われている透明性とか、公平性とか、簡素化とか、いろいろありますから、このデータの中にもあるとおり、消費税のウェイトというのはかなり高いものがありますので、逆にある意味では消費税は公平なのかもしれません。国民に対しての負担というのは確かに直接自分が支払うということでは大きな負担かもしれませんが、前にも少し問題提起させていただきました宗教法人の課税を検討していただきたいというか、問題提起をすると申し上げましたが、そのとき、その関係のお坊さんとか神主さんは消費税を払うわけですね。そうすると、これはある意味では公平なんです。

ですから、ある程度明確な直間比率の見直しということではなくても、欧米社会は今、直間比率が7対3ぐらいになっているんでしょうか。我が国は逆で、消費税導入によって、少し改善されて6対4ぐらいになったんですか。ですから、間接税の方がある意味では安定的な財源も得られるし、透明性も高いし、複雑でもないということ考えたときに、どの程度まで行くかはわかりませんが、少なくとも私は直間比率をどういうふうにするんだという論議もこの場であってもいいんじゃないかと思っていますので、これも検討材料の一つとしてお願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

直間比率の問題は、私は過去の、後で主税局あるいは税務局に補完してほしいんですが、消費税を導入するときに、絶えず、いわゆる増減税でニュートラルにしているんです。絶えずそのときにうたわれたのが、いわゆる直間比率の是正。1980年代のレーガン税制の影響で、非常にそのところが、税における再配分機能というものをかなり段階を弱めてしまった。その代わり消費税を入れてきた。

そういう意味では、80年代の改革というものが今どうなのかということ、やはり問うてみるという点では、直間比率というものの在り方という議論も私はするべきだ

と思います。

それは、恐らくさっきの所得控除から税額控除手当という方向での再配分機能というものの強化と非常にある意味で合致している。もっと言えば、税による所得再配分機能を強め過ぎると、労働力が海外へ逃げてしまう、高額所得者が、そういう議論と実はセットで議論されているときがありますので、ある意味では、今は冷静に考えてみて、本当にそれがそうなんだろうかという議論と、並行してみたらどうかと思っています。主税局、その辺り、直間比率論というところの議論というのは、過去はそんな議論をしてきたのではないかと思います、どうでしょうか。

○古谷財務省主税局長

峰崎副大臣がお話しになったようなことかと思いますが、これまでの税制改革で、直間比率自体を具体的にこういうふうに設定して、それに向かって税制改革をやったということは余りないわけでありまして、所得税や法人税を中心に減税をして、その代わりに消費税を入れさせていただいたことであろうかと思っています。そこはやはり勤労世代に負担を偏らせないとか、国際競争力の確保とか、そういう観点から直接税を減税して、間接税、消費税を入れさせていただいたと、それぞれに考え方があって、結果的に、増子副大臣がおっしゃったように、直間比率が7対3だったものが、6対4ぐらいまで来ているということだと思っています。

○増子経済産業副大臣

私の議論では消費税を入れるときには逆だったような気がするんです。間接税、いわゆる消費税を導入することについて、直間比率を見直していこうという議論があったというように記憶しておりますので、古い話なので、資料があったら見せてもらえますか。

それから、引き上げるときも同じような論議があったと思うんです。橋本内閣のときです。3%から5%に引き上げるといふ、あれは大きな選挙の争点にもなったんですが、確かそういうことがあったというふうに私は記憶しているんです。

後で、もし、ひもといってみて、資料があれば、教えてください。

○峰崎財務副大臣

それでは、外務副大臣。

○武正外務副大臣

ありがとうございました。また、この間の開廃業率の資料とか、早速出していただいてありがとうございます。

今の続きですけれども、私もやはり直間比率の見直しという議論が非常に頭に、何度も何度もすり込まれて、消費税の議論になっているというふうに認識しております。是非、これまでの直間比率がどの程度、たしか直接税が55、間接税が45ぐらいまで来ているという話は聞いていきますけれども、やはりこの間の経緯を是非、それぞれの税目ですと、要は有権者の皆さんに話すときは個別で話すよりも、やはり全体でどう

なんですかと、この間の見直しで、例えばこれから配偶者控除をなくしてしまった場合は、どの程度の方々が影響を受けるんですよとか全体の話で、だけれども、子ども手当が出ますよとか、そういうような話になりますので、是非これまでの直間比率の見直しを教えていただければと思います。

消費税ですけれども、今日は資料として諸外国の消費税率というのは出ていないんでしょうか。

○古本財務大臣政務官

資料の 21 ページです。最後です。

○武正外務副大臣

それで、日本は一律 5% ということで、これはやはり皆さんからは、日用品、こういったものは何とか低い税率でとか、あるいはそれこそ 0% とか、いろんな声があるかと思いますが。これからそうした租税特別措置をなくして、公平簡素というところには若干逆行するのかもしれないけれども、やはり消費税の税率を一律に上げていくのか、やはりでこぼこを付けていくのかというのは、この税調では非常に大きな議論の 1 つにさせていただければと思います。

私なんかはどっちかという、でこぼこがあった方がいいけれども、またこれもどこで区切るのかというのは非常に難しいというのも伺っております。諸外国の例、イギリスなんかは確か教育の書籍にかなり低い税率をかけているという話も聞いておりますので、そういったこともやはり参考に議論をできればと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、中川文部科学副大臣。

○中川文部科学副大臣

間接税について、特に消費税については、いろいろこれから議論をやっていくという前提で、ここに出していただいたんだろうと思うんですが、企業を説得していくとか、企業に対して、いわゆる国際戦略を持って、日本の企業の競争力を維持しながら税というものを考えていく、この視点というのは、正直言って、案外これまで我々の議論の中では欠けていたのではなかったかという感じがするんです。

そんな中で、実効税率を出していただきましたけれども、私が気になったのは、社会保険料をどういう形で企業が、いわゆる社会的なコストを負担していくというやり方と、もう一方で、環境税なんかも含めて、消費税、間接税という形で、これを目的税化しながらやる社会保障関係のコストを負担していくということ。

この 2 つの戦略を比べた場合に、恐らく企業の中で、社会保険料、言わば保険料として徴収していくというプロセスは、それが生産コストの中に入って内部化をしていく、コストが高いコストになっていく、内部化をしていくプロセスにつながっていくんだろうと思います。

ですから、競争力からすると、恐らくそれを外部化して間接税として見ていく方が、

企業の競争力を維持していく意味でも、あるいは海外から入ってくるものに対して、日本の企業が競争力を維持していくためにも、それはいいんだというような議論が過去にあったように思うんです。

それを実際にシミュレーションしたときに、どんな形の数字が出てくるのか、これを海外と比較して、今の日本のスタンスというのはどのようになっているのかというのを見たいと思って、理屈としては、それはあるんですけども、実際にどういうふうに数字として作用しているのか。

あと、それを動かしていくときに、実際にどういう作用を及ぼしていくのかというのを一遍見てみたいと思うんです。ちょっと工夫していただいて、そんな係数が出るのであれば、是非議論の1つにしていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

では、阿部先生。

○阿部社会民主党政策審議会会長

今の中川先生の話と、きっと同じなんだろうけれども、私の方が単純なことですが、1点目は消費税、間接税の一番大きなものですが、確かにこの間、期せずしてというか、法人税収等々も減り、所得税収も減っているので、今や、今年など例えば40兆の税収として消費税が10兆とすれば、4分の1に及ぶわけで、消費税を比較するとき、そのパーセンテージだけで比較するのではなくて、その各国の税収の中で消費税が占める割合、これは増子先生のおっしゃる直間比率とも関係すると思いますが、それを各国別推移で少し見せていただきたい。そうすると、我が国の消費税の位置するところが少し出てくるのが1点。

2点目は、今、中川先生もおっしゃいましたが、同時に、企業の負担にとっては法人税のほかに社会保障負担があって、この部分も、特に中小企業にとってはかなり大きなウェートを占めている。

そうすると、これは私も勉強不足でこれから教えていただきたいんですが、ドイツなどでは環境税をそういう社会保障負担の中に逆に入れていく、企業の負担軽減のために環境税は取り、企業の負担軽減もかけていくということで、ここは税と保険料負担と全体の経済の活性化という3つのファクターが出てくるわけで、それを、今、中川先生がおっしゃったような難しいことができるのかわからないけれども、私も是非同じ意見でお願いしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

実は、今日は1時間半取れませんが、1時間しか取っていなかったのも、多分もう4人の方はもうおみえになっていると思いますので、次回に今のような議論を引き続き継続させていただいて、資産税をまた最後にお送りしたいと思います。

ですから次回は、もう一度間接税のところ、それから資産税と新たに説明いただい

て、少しそれをどこかで入れさせていただきたいと思います。

今、主税局にお願いをしておきたいと思うんですが、1つは今の資料、いわゆる税収に占める消費税の割合の国際的な比較、ただ税収は、それぞれ日本は非常に低いですから、GDPに占める比率。

それから、中川先生のところで理屈の整理を一つやっておいた方がいいと思うのは、消費税に切り替えたときに、それが物価に引き上がって、物価に引き上がったものはやがてそれが賃金に跳ね返ってくるという意味で、最終的にいわゆる消費税の引き上げはだれが負担をしているのか。大変重要な問題が論争点としてあるので、我々がいわゆる企業負担がなくなるから云々かんぬんと言っているけれども、それは実は逆に跳ね返ってしまうというような、いわゆる間接税というのは、あるいは法人税はだれが負担しているのかという厄介な議論が裏にありますので、データの整理のところと理屈のところ、過去の旧専門家の方々の税調では、そこら辺りは、どんな議論をされていたのか。次に披歴をしていただくと、我々は、要するに企業負担が減るじゃないかと言っているけれども、1年遅れ、2年遅れで、ちょうど年金に跳ね返っていくような構造によく似ているところが出てまいりますので、そういった議論も併せて進めておいていただければと思います。

どうぞ。

○増子経済産業副大臣

暫定税率の関係について1つだけお願いしておきたいことは、この暫定税率を廃止するということについては、生活対策なのか、経済対策なのかということ、それを合わせることになるかもしれませんが、すごく重要なんです。去年の4月1日、1か月間だけ私たちは暫定税率を廃止をすることができました。今回は藤井財務大臣も、来年度からきちんとやるというふうに言っていておりますが、経済対策としてやるということであれば、それに代わる税というもののとらえ方も変わってくると思うんです。こここのところを、一体、暫定税率を廃止ということが経済対策なのか、あるいは生活対策なのか、それによってガソリンに対する環境税の問題とかエコ減税というものも当然絡んでくるんです。ですから、こここのところだけ言及させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

民主党というふうに、もう政府税調ですから、言うてはいけないんでしょうけれども、税というのは理屈の世界だと、ですから、いわゆる道路特定財源としてそれが一般財源だったのではないかと、そうすると道路のために、先ほどの古本さんの言葉で言うと、消費を抑制するために暫定税率を設けていたとしても、これは道路をつくるために使われていたものが、道路目的でなくなれば、その暫定分というのはお返しをするのが当たり前じゃないですかという理屈からこういうものを組み立てているということは間違いはない。

ただ、それをどのように、環境税とか新しいものが出ていますけれども、その議論の経過があつてこういうマニフェスト化されて、今日の議論の土台にもなつてきているということでございますので、我々がずっと議論してきた経過からすると、そういう背景であつたというふうに、もし、税調に関わつてこられた方々、そういうことで整理してきましたね。そうだと思いますので、是非そういうことで理屈を整理させていただきます。

それでは、大変先を急いで恐縮なんです、経団連の方々ほか4団体の方が来られておりますので、ちょうど前に来ていただいて、皆さん全員が4人の団体の方々を囲むようなスタイルにしたらどうかと思つてはいるんですが、ちょっと休憩に入りますので、済みません、レイアウトをちょっと変えさせていただきます。

(休憩)

○峰崎財務副大臣

お約束の時間をちょっとオーバーしてしまひまして、大変恐縮でございます。

それと、本日はどうしても藤井会長と会長代行が出られません。我々はやや格下でございますけれども、税制調査会の全体会合の中で聞かせていただきたいということで、今日は記者の皆さんがおられるフルオープン場でございますし、それぞれ分野ごとに、例えば経済産業省でもう話したとか、そういうことも全部含めて結構でございます。今日はすべての団体を我々はお呼びしたかったんですが、やはり国民生活に本当に重要な税制を国民全体の立場から考えていただいている4つの団体には是非お聞きしたいという趣旨で、藤井会長が、その4つの団体はやはり直接やるべきだという趣旨で今日は会合をさせていただきましたので、どうぞよろしくお聞きしたいと思います。

本日は、今、申し上げましたように、日本経団連の大橋評議員会副議長・税制委員会共同委員長、日本商工会議所の井上特別顧問・税制委員長、連合の南雲事務局長、日本税理士会連合会の井寺常務理事・調査研究部長の皆さんにお越しいただきました。本当にありがとうございました。

早速、皆さんのお話を伺つて、最初に4人の方から一応全部お話を聞いて、それからフリーにディスカッションをさせていただきたいと思つてはいるんですが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、早速、日本経団連の大橋評議員会副議長・税制委員会共同委員長から、お話を約10分程度お聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

ただいま御紹介いただきました、経団連で税制共同委員長を務めております大橋でございます。本日は、財務副大臣以下、皆様方大変お忙しい中こうやって機会をいただきました、誠にありがとうございます。

私は旧政府税調のメンバーでございまして、いつもここでやっておりましたので、大変なじみのある場所でございます。いつもは天下国家のことを申し上げるのですが、今日は経団連の代表として来いという御指示でございますので、経団連の要望事項についてお話をさせていただきます。

お手元に10月2日に公表いたしました経団連の「平成22年度税制改正に関する提言」というものをお配りしてございます。冊子の方が提言の本体でございますけれども、1枚紙があると思います。縦長のものでございますけれども、それを御参考にござらんいただければと思っております。

資料の上半分には、税体系の抜本改革に関する考え方、下半分には、来年度の税制改正に関する事項をそれぞれ整理しております。

まず、税体系の抜本改革につきまして、少子高齢化の進行の中で増加する社会保障給付の財源として、社会保険料や個人や企業の所得に対する課税ではもう限界がありまして、将来的には、国民あるいは企業が負担を分かち合う消費税の拡充がどうしても不可欠であると私どもは考えております。

鳩山内閣では、4年間は消費税率の引き上げを行わないという御方針は、十分承知をしております。また、現下の情勢からも、当面消費税を上げるという環境にはないということも十分理解をしております。

したがって、将来あるべき税制ということのために、議論だけは是非進めていただければと考えております。

また、我が国の国際競争力と経済成長力を強化するという視点に立ちますと、とりわけ鳩山首相が提唱されておりますアジア諸国との協力という視点に立ちますと、この地域の成長を我が国にも取り込むということのために、是非とも法人実効税率は、現行は40%でございますけれども、30%程度への引き下げは行っていただきたい。

所得税の抜本改革につきましても、検討すべき課題だと存じております。

金融税制につきましては、民主党の政策INDEXに、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大すると示されておりますので、これは経団連としても全く同じ意見でございます。

環境税制につきましては、下の5. にあります自動車への課税など、グリーン化を促進するための税制を充実すべきでありまして、炭素税のような新たな負担を課すということには多少問題がございますので、できれば拙速な議論は避けていただいて、十分時間をかけていただきたいと考えております。

平成22年度の税制改正に向けた具体的な要望について、法人課税を中心に御説明を

申し上げたいと思います。

まず（１）の①にございますように、研究開発促進税制の維持、拡充をお願い申し上げます。

言うまでもなく、我が国産業は、将来に向けて国際競争力を維持し、また地球環境問題への対応を図っていくためにも、たゆまぬ研究開発努力が不可欠でございますので、税制からこれを是非御支援いただきますようお願い申し上げます。

諸外国でも研究開発に対して、日本以上に手厚い政策税制が行われていることは、皆様御承知のとおりでございます。民主党の政策 INDEX では、研究開発の促進など、真に必要な措置につきましても、現在の時限措置から恒久措置へと転換していくと記されております。これもある意味では、私どもも大変すばらしいことだと思っております。一部のことについては後ほど申し上げますが、現行制度を恒久化していただくということをできればお願いしたいと考えております。

（１）の③欠損金の繰越期間の延長と、繰戻還付の復活・延長も、政策 INDEX では、欠損金の繰戻還付制度は凍結を解除しますとなされておりまして、これは是非実現をしていただきたいと考えております。

加えて、欠損金の繰越期間についても、現行の７年は、諸外国と比べても余りにも短こうございますので、例えば 20 年程度への延長をお願いしたいと存じます。

（２）国際課税でございますが、現在、海外で事業活動を展開している企業で、現地と日本とで二重課税を取られているところがございます。これを避けることをしていただくことが、日本企業の負担を著しく不公平に高くするというのを回避するという意味からも、どうしても必要ではないかとお願いしたいと思っております。

特に①のタックスヘイブン対策の税制につきましても、本来タックスヘイブンにペーパーカンパニーを置いて租税回避を行うということを防ぐ制度でございますけれども、現行制度では、法人実効税率は 25%の国あるいは地域が、タックスヘイブン対策税制の対象とされております。今、なぜ 25%以下となっているのかといいますと、当時の日本の法人実効税率は 50%を超えておりました。そのおおよそ半分以下ということが 25%の根拠だったと存じますけれども、海外での法人税率の引下げの中で、例えば中国などに置かれております地域統合会社や流通会社などまでが対象になるという不都合が生じておりますことを御理解いただきたいと思っております。

（３）資本に係る取引などに係る税制措置では、連結納税制度の見直しなど、企業のグループ経営に対応した新しい税制が必要と考えますが、その際には、特に中小企業に新たな負担を課すことにならないように、経営の実態に十分に配慮した措置とすることをお願いしたいと存じます。

余談でございますけれども、私は全国法人会の会長もしておりますので、今日は経団連代表としてお話しをしながら、やはり中小企業のことについても多少は配慮をしなくてはいけないということで、こんなことも言っております。

また、税と会計の関係につきましては、現在国際会計基準の導入に向けた議論が行われておりますが、これを円滑に進めるためには、会計基準の見直しが税制に影響を与えないようにすることが大切だと考えます。

「2. 土地・住宅税制」につきましては、国民が良質な住宅を取得できるようにするとともに、内需拡大が民主党政権の最大の柱でございますので、内需拡大の柱となります住宅投資の活性化のためにも、少なくとも現行措置の延長は必要であると存じます。

このほかの要望事項につきましても、お目通しいただければ幸いと存じますが、この機会に租税特別措置の見直しについて、一言お願いをしたいと存じます。

民主党の政権政策、マニフェストでは、1つ、租税特別措置の適用対象を明確にする。そして、その効果を検証できる仕組みをつくる。

2つ、効果の不明なもの、役割を終えた租税特別措置は廃して、真に必要なものは特別措置から恒久措置へと切り替えるということが示されておりますが、この趣旨には、もろ手を挙げて私どもは賛成したいと考えております。

ただ、租税特別措置には、いわゆる政策税制だけではなくて、本来は本法本則に書かれるべきことは、何らかの事情で租税特別措置法に規定されているものがございます。例えば企業年金の積立金に係る特別法人税。これは現在法人税法の規定が、租税特別措置法により適用が停止されておりますが、これがもし課税されるとなると、企業年金制度自体が維持できなくなりまして、経団連の主張しております「4. 年金税制」にもありますように、特別法人税はなるべく早く速やかに廃止をしていただきたいと考えております。

また、これは個別の問題になりますが、石油化学の原料ナフサに対する石油石炭税の免税も、現在期限付きで租税特別措置をしております。これをもし原料に課税することになりますと、国民への負担ははかり知れないものになると存じます。あるいは我が国では、石油化学産業、化学繊維産業は全く成り立たないということになります。

これは1978年の石油税の創設以来、当初は1年ごとに改定を続けておりましたが、86年からは2年ごとに延長をしております。しかし、これは国際競争力の観点からも、本法で恒久措置として原料を免税にしていただければ、国際競争力という観点からも、国民の観点からも、大変有効な政策になるのではないかと考えております。

ちなみに、エチレンを製造しております主要14か国は、すべてこの問題につきましては、課税の対象外となっておりますことを申し添えます。

一方、政策減税につきましては、是非とも関係者の意見を聞きながら、一つひとつ政策目的に照らして吟味をしていただきまして、必要なものは残す、あるいは役割を終えたものについては止めるということはあるかと存じます。それによりまして、課税ベースが拡大される場合には、税率を引き下げたいと存じます。

以上、簡単でございますが、時間が限られておりますので、これで私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

続きまして、日本商工会議所の井上特別顧問・税制委員長からお願いしたいと思います。

○井上日本商工会議所特別顧問

日本商工会議所の税制委員長をやっております。また、私自身は百人足らずの中小企業の経営者でございます、井上でございます。よろしく願いいたします。

私ども日本商工会議所は、商工会議所法に基づいて、地域総合経済団体であります515 商工会議所、138 万事業者の意見を集約して、国家や政府に対し政策提言を行っております。本日、私からは、お手元の「平成 22 年度税制改正に関する重点要望項目」に基づきまして、簡潔に御説明をさせていただきます。

昨日、鳩山総理より、所信表明演説におきまして、地域経済の冷えや経済危機の荒波の中で歯を食いしばって必至に努力されている中小企業者の皆さんは、日本経済の底力であり、その方々を応援するのが政治の責務にほかなりませんと述べられました。

更に、日本経済は自律的な民需による回復軌道に乗せ、持続的な成長を確保することは、鳩山内閣の最も重要な課題となりますとも主張されております。私どもは、鳩山総理の強い意思表示に心強く感じておる次第でございます。

我が国の中小企業は、御承知のとおり、企業数の 99.7%、420 万社。雇用の 7 割、2,800 万人、そして製造業付加価値の 4 割、45 兆円を占めております。また、労働分配率は 83%に達しております。まさに中小企業は、雇用や地域経済を支えるといった大きな役割を担っております。

この中小企業の活力を強化することは、我が国の早期の景気回復や持続的な経済成長に資することと存じます。中小企業の活力強化のためには、必死にチャレンジする中小企業の設備投資や研究開発の加速や経済基盤の強化、生産性や競争力の向上を支援する租税特別措置など、政策的な税制措置が不可欠だと考えております。

現在は、政策目的を実現するために、各種租税特別措置が設けられております。中小企業も設備投資や研究開発、経営基盤の強化に向け、広く活用し、企業の成長や雇用の維持、確保に役立てております。租税特別措置の見直しに当たっては、政策目的と現状を見比べ、真に必要と判断されるものは、恒久化することが必要だと考えます。

なお、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則が打ち出されておりますが、財源捻出のため、中小企業関係の租税特別措置が縮減されると、中小企業の活力が阻害され、政策目的である設備投資や雇用等が抑制されるといった懸念がございますので、慎重な検討が必要だと思います。

続いて、個別項目に移らせていただきます。

まず1番目として、租税特別措置についてでございます。

中小企業は、現在、企業の生き残りをかけて、従来型の下請企業から独自の技術や製品を持った企業に生まれ変わろうと必死に努力を続けております。このため、中小企業の設備投資や研究開発を促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例、中小企業技術基盤強化税制は、真に必要な租税特別措置であり、拡充、恒久化が不可欠だと考えております。

更に、鳩山総理が述べられましたが、科学技術の力で世界をリードするためには、研究開発促進税制や情報基盤強化税制などの拡充や延長が必要だと思っております。

現在、租特透明化法案が検討されておりますが、その際、中小企業の取引関係の事務負担に悪影響を与えないよう、中小企業は公表対象から除外する、また適用実態調査の事務負担は最小限にすること等の検討を是非お願いしたいと思っております。

2番目の中小企業の経営基盤強化についてでございます。

中小企業は資金調達をする際、金融機関からの借入に頼らざるを得ない状況にあるわけですが、金利などの借入れ条件をよくしてもらうためには、できるだけ自己資本を充実させるなど、経営基盤を強化する必要があります。このため、軽減税率の引下げ、特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止、欠損金繰戻還付の拡充、交際費の全額損金算入、事業所税の廃止などが重要であるかと思っております。

更に、新規創業支援や雇用促進に資する税制措置が必要だと思っております。環境関連の税制について、環境を名目にした新たな税負担増を求めることは反対であり、環境と経済の両立を阻害することを懸念しております。それよりも温暖化対策や環境技術開発のスピードを高めるように、税制措置が必要だと思っております。

3番目の事業承継税制の円滑化についてでございます。

事業承継税制につきましては、先生方の力強い御賛同によりまして、本年度からスタートすることができました。今後、随時時代に適応した、使いやすい制度にしていくことが大事だと思っております。

そこで、さらなる事業承継の円滑化に向け、納税猶予適用対象株式を信託された株式を含める等の対象範囲の拡大、親族外の事業承継の円滑化や分散した株式の集中化を支援する措置が必要かと考えます。

4番目のグループ法人単体課税についてでございます。

現在選択制の連結納税制度とは別に、原則親会社との100%子会社を1つのグループとしてとらまえ、グループ内で所得通算を行い、強制適用のグループ法人単体課税の導入が検討されると聞いております。この制度が強制適用として導入されますと、親会社が資本金1億円超の場合、その子会社が中小特例を使うことができなくなるので、中小企業増税と相なろうかと思っております。

中小企業の活力を阻害しないようにするために、グループ法人単体課税の導入が検

討される際は、親会社が中小法人や中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合には、一律に強制適用にするのではなくて、選択制とする必要があると考えております。少なくとも、親会社が中堅規模の企業の場合、子会社の中小特例は維持する必要があると考えます。

5番目の「会計の国際化」からの影響回避についてでございます。

前回の税制調査会でも御議論があったようですが、会計の国際化の影響が海外からの資金調達の実効性が乏しい中小企業など、非上場企業の税と会計に及ぶことがないようにするため、課税の基盤と個別財務諸表は確定決算主義を維持し得る我が国独自の制度となるよう、御議論をいただければ幸いです。

最後に、日本商工会議所は、中小企業の成長や生産性の向上に必要な政策税制が、地域経済、引いては日本経済にとって極めて重要であると考えております。また、公平、透明、納得といった新たな租税原則を達成するために、公平、効率的な納税が必要であると考えており、例えば納税番号の導入も必要であるとの意見を持っております。日本商工会議所として、地域、企業、国民生活、国際競争力など、広い視野から政策、税制のみならず、税制全般に対して検討しておりますことを申し上げたいと存じます。

重ねて申し上げますが、厳しい経済情勢の中で、中小企業は必死に雇用を守り、経営を継続していることに対し、御理解、御支援をお願い申し上げたいと思います。政府税調の委員の皆様方におかれましては、新政権で最初の税制改正のおとりまとめに当たり、全国の中小企業が明るい展望を感じられるような力強いメッセージを税制改正として打ち出していただければ幸いです。

御清聴ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、連合の南雲事務局長、よろしく願いいたします。

○南雲事務局長

連合の南雲でございます。どうぞよろしく願いいたします。

新税調の最初のヒアリングにお招きをいただきまして、感謝を申し上げます。連合は結成以来20年以上にわたりまして、まじめに働く者が報われる税制改革の実現に取り組んでまいりました。

これまでの旧政府税調では、納税者の大多数を占めるサラリーマンの代表として、連合会長が参画をさせていただいてまいりました。しかし、党税調の力が強く、政府税調もそれをおもんぱかって歯がゆい思いをしてきたと思います。税制改正プロセスの一元化でそうした弊害も改善されるものと期待をいたしているところでございます。我々サラリーマン、すべての働く者の声をしっかり聞いていただき、今後の税制改正に反映をいただきたいと思います。

まず1点目でございます。「自公政権下の税制改正に対する認識」でございます。今後の税制改革を論ずる前に、この数年間の税制改革を振り返っておきたいと思っております。言いたいことは山ほどございますが、時間もないので、4点に絞って申し上げたいと思っております。

1つ目は「改革なくして成長なし」と言った方がいらっしゃいますが、連合としては改革なき負担増・給付減だったと総括をいたしております。賃金は10年間下がりっぱなしでありますし、一方、年金保険料は14年連続で上がり続けております。医療費は抜本的な改革と呼べるものには手が付けられず、窓口負担だけが1割から3割に増えました。2006年には定率減税も全廃となっております。年収600万世帯では、この5年間だけで10万円以上の負担増となっております。いざなぎ超えと言われた成長の成果は、まじめに働く労働者にはほとんど還元されず、負担と不安だけが増えた状況でございます。

小泉・竹中路線は、短期利益追求型の経営を後押しし、派遣法を筆頭に労働法制の改革を進めてまいりました。この10年間で非正規社員は労働者の3人に1人以上にまで拡大をいたしました。そして、そのうち多くの方が社会保険、雇用保険に加入できず、セーフティーネットからこぼれ落ちていく、あるいは将来展望が持てないまま、ぶつ切りの契約を幾つもかけ持って、不安定な生活を送っているのが実態でございます。

市場経済の中で生身の人間が労働に従事し生活を営んでいく、更に次の世代を生き育てていく、そのためのセーフティーネットの整備こそ必要なのに切り捨ててきたところに大きな問題があると言えます。

例えば定率減税は所得税の最高税率の引き下げと法人税率の引き下げと同時に行われました。しかし、現時点では廃止されたのは定率減税だけとなっております。それも景気が回復し、公共サービスの財源が要するという理由でございました。自公政権は景気回復の果実を手にしたところではなく、果実が回ってこなかったところに負担を押し付け、勝者の足を引っ張るなどと言って、はばからなかったと思っております。

そして、峰崎副大臣は御存じのように、定率減税廃止の財源3兆数億円は、基礎年金の国庫負担に充てると言っておりましたが、結局財源の1割程度しか基礎年金には充てられず、未だに問題を引きずっております。そういうだまし討ちをするから、政府に金を預けることができないような政府不信の土壌が改まらないのだと思っております。また、税により再分配機能も弱まっております。

そして、自公政権は消費税増税を掲げることが責任政党だと言っておりましたが、具体的な年金制度、医療制度の改革の姿を描いた上で、幾ら必要か明確にもせず、10%、15%と言われても無責任な話としか受け止められないわけでございます。300席におごり、国民から遊離していたと思っております。

2つ目に「これから目指すべき改革のポイント」を申し上げたいと思っております。鳩山

政権では、是非この反省の上に立って、税制改正の論議を進めていただきたいと思います。

まず大方針として、これまでの新自由主義路線からパラダイムシフトをはかっていただきたいと思います。市場の効率性のみを追求してきたところで、傷んでしまったセーフティーネットの再構築を急いでもらいたいと思います。我が国は戦後長らく家族や企業に大きく寄りかかったセーフティーであったと思います。その問題点は、これまでも何度も指摘されておりましたが、今回の世界同時不況はその限界を我々につきつけております。小さな政府の下で高い経済成長をすれば、すべてはうまく行くというパラダイムは破綻をいたしました。

パワーポイントの1枚目を御覧いただきたいと思います。政権交代の意義は新たなパラダイムをつくることにあると思います。連合は労働を中心とする福祉型社会に向けて、税制改革と同時に労働政策、福祉政策、企業法制等の一体的政策転換を図るべきと考えております。既に民主党を始めとする与党は、幾つかの政策について意見交換をしております。そうした種を一つの大きなシステムとして組み立て、国民の理解を得ていくことが必要だと思っております。まじめに働く普通の国民の目線に立って丁寧に説明をし、対話を積み重ねてほしいと思います。

3点目は「当面する重要課題」についてでございます。

1つ目は、サラリーマンが納得できる税制の基礎をつくるべきだということでございます。給与所得者に対する申告納税制度と年末調整制度との選択制を導入していただきたいと思います。主要な民主主義国では、サラリーマンも含め申告納税となっております。我が国の税制も申告納税が大原則のほずであります。戦時中に導入された制度が今も続いております。税金の負担と使い方に関心を持つことは健全な民主主義の基盤でもあります。我が国も普通の民主主義になるべきだと思います。

納税者番号制度も早急に導入していただきたいと思います。サラリーマンの抱える不公平感を払拭するために、所得把握の透明度を上げてほしいと思います。プライバシーを理由に反対する声が常でございますが、幹と枝葉の議論を分けて考えてほしいと思います。

2つ目に、税による所得再分配機能を回復させ、格差社会の是正を図るべきでございます。

パワーポイントの2枚目を御参照いただきたいと思います。格差社会を助長してきた税制から格差社会を是正する税制への変換をお願いしたいと思います。別途資料にOECDの貧困率の資料を載せてございます。日本ではワーキング・プアを始め貧困率が拡大をしておりますが、その人たちに対し、社会給付等で手当をしている政策効果が3ポイント程度しかございません。先進国中最低レベルでございます。高福祉国家と言われるスウェーデンと日本を比べると、賃金格差はほぼ同じでございますが、違いは国家による再分配機能ということになります。担税力の高い層への課税強化と

給付つき税額控除の積極的な検討をお願いしたいと思います。それと総合課税化の原則を曲げるべきではないと思います。

3点目は、社会的セーフティーネットの整備と負担の在り方について、国民的議論を行い、合意形成に努めるべきだと思います。

パワーポイントの3枚目を御参照いただきたいと思います。小さな政府論の弊害は先ほど述べたとおりでございます。安心に暮らし、働き続けることのできる社会のために負担の議論を避けることはできないと思っております。ただ、そのための国民的議論の順番を間違えてはならないと思います。

昨年、連合が行ったアンケート調査結果の資料を見ていただきたいと思います。今の税制に不満ありが8割以上、そのうち8割以上の方が指摘をしておりますのが、行政のむだ使いでございます。先週から行政刷新会議がスタートいたしました、きちんとやるべきことをやってほしいと思います。

取りやすいところから取るという安易な発想はせずに、不公平税制の是正や透明性確保など、財源調達のためには地味であっても税制への信頼を高める税制改正を着実に進めてもらいたいと思います。国民納税者から信頼される政府の下でしか建設的な負担増の議論はできないと思います。社会の安定と次世代も含めた質の高い労働力の供給がなければ、企業の将来もないと思います。企業もそのために負担をきちんと負うべきでございます。従業員にリスクもコストも押し付けて、株主利益の最大化を経営目標とするのはいかがなものかと思っております。

最後に2010年度改正では暫定税率の廃止、租税特別措置透明化法の制定、地方行財政制度の在り方について、地方と協議する場の法制化など、来年の通常国会で結論を出すべき課題だと考えています。

以上でございます。ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、日本税理士会連合会の井寺常務理事・調査研究部長からお願いします。

○井寺常務理事

日本税理士会連合会の井寺でございます。座って行います。

まず税理士会の資料としましては、3点出ていると思います。1枚目が建議書の概要。2枚目の重点事項として、これもA4の1枚。その下に建議書が付いております。以上の資料を基に簡単に御説明いたします。

まず税理士会におきまして、税理士法では第1条に納税義務の適正な支援を図ることが税理士の使命であるとしております。また、税理士法の49条の11にありますが、税理士会は税務行政、税法等に関する制度等について、権限のある官公署に建議することができると規定されておりますので、建議書を毎年、私のところでとりまとめて、

関係省庁に提出しているところであります。本日は建議書の 26 項目のうち、要望事項として 5 点を中心に申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

資料の 1 枚目の平成 22 年度税制改正に関する建議書の概要でございます。これの一
番上の欄に税制に対する基本的な視点を書いております。左から「公平な税負担」「理
解と納得のできる税制」「必要最小限の事務負担」「時代に適合する税制」「透明な税務
行政」という 5 の視点から作成するというところで方針に示しております。

真ん中の「必要最小限の事務負担」というのは、私たち税理士から見まして、実務
上可能かどうかということが出たところでございます。真ん中の欄の建議項目として
は、26 項目のうち、税目的に分類したものでございまして、この説明は時間の関係で
省略しますが、後で読んでいただければと思っております。

一番下の中期的な視点からの検討課題。今後の問題になるであろうということを見
て意見として申し述べているところでございます。これも読んでいただければわかるとこ
ろですので、説明は省略いたします。

2 枚目の 22 年度の税制改正に関する重点要望事項。これにつきまして、5 点だけ御
説明いたします。

まず 1 番目「給与所得の上限設定」。給与所得につきましては、FRINGE・ベネフィ
ットの問題や選択制の問題であると。そういうのが話題に上っているところござい
ますが、現在の給与所得枠は上限なく比例的に認められている。一定額以上の高額な
給与収入の場合、限界的に増加した分の収入について、経費が比例的に増加するとは
必ずしも言えないのではないかと。このようなことからしまして、一定額以上の高額な
収入については、給与所得控除に制限を設けたらどうかというような要望ございま
す。

今のところはずっと平易的で、どんな高額になっても出てきますので、絶対額とし
てはかなり高額な給与所得控除が認められることになっておるのではないかといい
ことでございます。

2 番目「少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ」ということを書いております。
これも昔から問題があることでございまして、少額減価償却資産の損金算入できると
いう取得価額の基準が相当昔から 10 万円未満とされております。その後、20 万ま
では 3 年の一括償却制といいます。減価償却を認めようと変わりました。更にその後、
中小企業者におきましては 30 万まで減価償却をその年にいいでしょうというふう
に変わりました。ただ、総額としては一応 300 万であるという制限が入っております。
これも正確に言いましたら、青色申告者に限るということでございまして、そのよ
うな状況になっております。

ただ、実務上は非常に繁雑でございまして、ちょうど 10 万から 30 万までに当たる
備品とか、そういうのは非常に多うございまして、簡素化する必要があるのではない
かという感じがしておりますので、少額資産の範囲を 30 万円未満と認めるべきである

というのが税理士会の意見でございます。

3番目「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止」。これは18年度の改正により導入された制度でございます。理由としましては、個人事業者が法人成りをした場合の課税ベースの剥落への対応を図るものであるとされている。こういうような説明を一応されております。その背景に資本金ゼロでも法人成りが可能であるよとか、そういうこともあるかと思いますが、一応そんな状況になっております。

その後いろいろありましたが、適用除外の基準がありまして、当初は800万円であるということがありましたが、今は1,600万円に改正されております。しかしながら、これも一方で法人の所得を否認する。給与所得控除を利用した仕方であるということ、理論的にいかななものかということが前から言われているところでございます。そういうことで、早急に廃止すべきであるというような意見でございます。

もう一つ、これは私の個人的な意見ではありますが、法人税そのものを払っている有所得法人と言っていいかと思いますが、その人がかなり少なくなっているということも現実でございます。そういうことが背景にあったのではないかと考えております。

4番目「交際費課税における交際費等の範囲を見直す等」と書いております。交際費につきましては、本来は損金算入されるべき経費であるという考え方が当然でございます。資本金1億円以上については全額インであるということになっておりますが、それ以下につきましては600万円までは一応いいでしょうと。ただし、1割は否認する、90%は認めますというような措置になっております。したがって、本来、損金算入されるものであるから、全額認めるべきであるというようなことがその趣旨でございます。

下の方の2行に「例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど」という文章が入っておりますが、これは実は措置法の方に規定がずっとありまして、それがそのままずっと続いているというのが事実でございます。慶弔費等の区分をしろということは本当は通達の世界でございまして、税法そのものの改正というわけではございません。

5番目でございますが「受取配当等の益金不算入制度の見直し」ということを挙げております。この受取配当につきましては、本質的に二重課税であることは明らかであるということで御理解いただけたと思いますが、平成14年に組織再編税制のときまでは損金の80%不算入だったのを50%まで引き下げた経緯がございます。50を80に戻せということではなくて、本来、二重課税ではないかということで、本来の姿に直すべきではないかということで要望でございます。

以上、26項目のうち、重点的ということで5つの点を申し上げました。簡単でございますが、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、御出席の皆さんから、どんな角度でもよろしゅうございますので、御質問なり意見交換をしていきたいと思えます。どうぞ。

では、階政務官。

○階総務大臣政務官

今日はどうもありがとうございます。

経団連の大橋さんに御質問したいんですが、法人税制、税率をグローバル基準に見合ったものに引き下げるということを御提言されているようなんですが、先ほど皆さんがいらっしゃる前に我々の中でもいろんな資料を見ておったんですが、確かに法人税率、日本は実効税率 40% で高いんですけども、諸外国の場合、法人税率が低い代わりに社会保障の事業主負担が高い。そこで調整されていると伺いますか、むしろ、その分も加味すると、日本よりも負担が高いところが結構あるんです。そういった中で経団連の皆さんは、少し税制とは離れるかもしれませんが、この法人税率を引き下げる代わりに社会保障の負担を引き上げるといったことについてはどのようにお考えになりますか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

それでは、お答えいたします。

一部のヨーロッパの、例えばドイツとかフランス、そういうところでは確かに社会保障料の負担が非常に高うございまして、それを併せると、今の日本の 40% より高いというところもございまして。しかし、アメリカ、イギリスを中心としたところでは、これは今の保険料を含めましても日本よりもはるかに低いんです。ですから、日本の割高という視点は、一部のところでは多少相殺されますけれども、基本的にはやはり割高だと私どもは考えています。

それから、特にこれから成長する地域はアジアでございまして。アジアとの間は、協力関係も必要ですし、一方でやはりアジアとの競争関係、国際競争力はどうしても維持していかななくてははいけません。そういう意味では、アジアは軒並み、合わせても例えば 25% ぐらいでございまして。その意味で日本が、この周辺で闘っていく視点から見れば、今の 40% というのは大変割高であることは間違いないと思っております。

今の御質問に答えるために、それでは、法人税を下げる代わりに社会保障料を上げるのはどうなんだ。これは私どもは、言ってみると好む好まざるにかかわらず、やはり保険料は上がってくると思えます。ですから、今の時点で静的に見るよりも、もう少し将来の動的に見れば、今のまま 40% を残しておけば、これがもっと我々にとっては負担になってきて、競争力が失われていくということになると思えます。

私どもがこの法人税について非常に強くお願いをしておりますのは、これは勿論、我々自身の国際競争力にあるんですが、一番大事なのは、鳩山政権でも強くおっしゃ

っている内需の拡大、内需の振興のためには、外国からの投資を拡大してこない限りは雇用も増えないし、日本の内需というものは増えないと思うんです。ですから、そのためには外国から見て、やはり日本へ投資するということは非常に魅力がある、こういうふうな税制にしていく必要があるかと思います。現実には、シンガポールは最も成功している例でございますけれども、ほとんど実際に我々が進出していっても、向こう5年間ぐらいは免税措置をすべて取っていて、現実には法人税を払わないで済むというような状態もございます。

ですから、この法人税を下げるということは、我々国内の企業から見ますと、それだけ海外から競争を強いられる、強い企業が入ってくるという意味では非常に厳しい状態に置かれるかもしれません。しかし、それでも日本の国家としての強さ、あるいは成長率というものから見れば、私は日本経済のために、これは必ず重要な削減になるのではないかというふうに考えております。

○峰崎財務副大臣

階さん、どうぞ。

○階総務大臣政務官

関連してもう一つだけ、今のような議論が国民的な賛同を得られるためには、法人の負担が減りました。そこで法人の留保利益が増えましたというときに、労働分配率を高めていけば、その議論は理解が得られると思うんですが、実際には過去数年はそうになっていないわけです。労働分配率はずっと低下傾向だという中で、今の御議論はある意味理解はできるんですけれども、国民的な合意が得られにくいのではないかというふうな気もするんですが、その点についてはいかがですか。

○峰崎財務副大臣

それでは、どうぞ。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

ありがとうございます。そういう御指摘もいただくと思うんですけれども、労働分配率は、景気がよくなったときには、やはり株主に対する我々からの配当とか、あるいは景気が悪かったときに若干なりとも抑えられていた、少なくとも経営陣とは申しませんが、経営職層というところの賃金が少し元へ戻されるという意味では、おっしゃるように労働分配率というものは明らかに低くなるんです。

ただ、この瞬間、例えばごらんいただきますと、この2年ぐらいはむしろ労働分配率は上がっております。なぜかといいますと、非常に不況が強まっているために、実際に働いている皆様方はそれほど我々からすると賃金を下げることはできません。したがって、いわゆる下方硬直性があるんです。我々の方は、非常に強くなれば、それだけ株主からも非常に厳しい指摘がありますから、我々はむしろ年商を下げざるを得なくなる。

ですから、今の御認識でいただきますと、2年前と今日とをとらえますと、明らか

に労働分配率というものは上がっているんです。ですから、それは景気の波によってそういうことが起きるので、今のこの問題とは本質的なところではそういう比較をされることは必ずしも適切ではないというふうに考えております。

○階総務大臣政務官

ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

渡辺副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

日本商工会議所に伺いますけれども、先ほどの租税特別措置の恒久化という中で、真に必要な租特は恒久化すべきであるという、要望の第1点でございます。また、この点について、今、どのような成果が実際に使う側として出てきたかということについて、更に言及をいただければと思うんです。

それから、やはり公表対象からは除外すべきだ。その理由として、中小企業の取引関係に悪影響を与えないようにとありますけれども、やはり、これは悪影響を、勿論、公表する、公表しないという以前に、この租特の適用されているということが取引に何らかの影響を与えてきているんでしょうか。その点について教えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

井上さん、どうぞよろしく申し上げます。

○井上日本商工会議所特別顧問

租税特別措置の3点のことは、是非とも恒久化していただきたい。今、中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例、中小企業技術基盤強化税制、この3点というのは非常に中小企業にとっては大事な租特でございます。それを基にして、やはり中小企業はこれからどうしていくのか。今まではどちらかという大企業の下請的な、本当に従属的な企業でずっと来ているわけですが、これからはやはり自分たちの持った技術というものをいかに磨いていくか。また、その製品というものを、いいものを、自社製品というものを生み出していくかということが必要になってくるわけですね。

そういった点で、設備投資というものは、やはりいい設備をしないとなかなか精度のいいものができない。例えば工作機の場合などですと、金型用の5軸のミーリングマシンなどがありますけれども、これもミクロンの単位のをどうやってつくり上げていくかという、大型の精度のいい設備投資をしなければいかぬということになるわけです。そうすると、その設備投資で今度は償却に追われてしまって資金的に回らなくなってくるということの問題が出てくるわけですし、やはり投資の促進税制というものは是非とも、そういうことによって中小企業を肥えさせていくというような考え方でお願いをしたいということでございます。

それから、公表の問題でございますけれども、これについてははっきりとしたものは出ておらないわけですが、やはりすべてがオープンになってくると、それでは中小企業は、いい企業もたくさんあるわけですね。そうすると、交際費や何かにしてもしかりですけれども、交際費は満額使っている。一体、これはもうけているのではないかと、そういうようなことで上から見られるということは困るわけですし、こんなにもうけているのだったらもっと値下げしろと、すぐ問題に結び付くのではないかと、ということでございます。そういうことから、余り公表は中小企業の場合には避けていただければということでございます。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。そのほかはございませんか。

それでは、私の方から何点かお聞きしたいと思いますが、サラリーマンを中心に、これは自由業者もそうなんですが、先ほど日本税理士会連合会の方から、高額給与所得者の給与所得控除額を制限すべきだというお話がございました。実は我々もそれは、もうそろそろそういう青天井になっている点について考えているんですが、まず日税連の皆さん方は、どのぐらいまでならば給与所得控除は上限を設けたらいいのかということについての意見があればお聞かせ願いたい。

それと、連合の皆さん方はサラリーマンを抱えておられる方、あるいは中小企業の皆さん方はサラリーマンのいわゆる一人オーナーで、オーナーのところのオーナー課税の問題を持っております。これは後でまた、もう一点お聞きしたい点があるので、それは終わった後でお話ししますが、それらについて中小企業の皆さん方は、給与所得控除を使うことができる範囲、これも1億円の収入がある方々は、例えば600万円を超えるような給与所得控除が使えるというところがございます。

そういった点を含めて、これは今、これから検討しますので結論が出ているわけではありませんが、そういった点について連合の皆さん方は、この給与所得の上限を設けることについてはどうなのか。設けるとした場合には、どのぐらいまでなら、それは上限を設けていいのか。この点については日本商工会議所の井上特別顧問の方にも同じ問題をお聞きしたい。もし経団連の皆さん方も何か御意見があればお聞きしたいと思いますが、とりあえず、まず第1点目として、その点についてお聞きしたいと思います。

それでは、日税連からお願いいたします。

○井寺日本税理士会連合会常務理事

申し上げます。

給与所得額でございますが、例えば収入が2,000万円ですと給与所得控除額が270万円、3,000万円ですと320万円、5,000万円ですと420万円、それから、1億円ですと670万円と、大体、こんな数字になるのではないかと考えております。したがって、幾らかというのは実は正確に出るわけではございませんで、出てもないわ

けですが、収入金額と、分布状況と、それから、こういう給与所得額の絶対額が本当にこれだけいいだろうかとか、そういうことで最終的に判断すべきではないかと思っております。幾らからと言っていただければ、強いて言えば 3,000 万円ぐらいからがかなり大きくなるのかなという感じはしないでもありませんけれども、それはここだけの話でございます。

それまでは、1,000 万円が例えば 220 万円、2,000 万円が 270 万円と、そういうのは大差ないのかなと。実際に、給与所得額としては 50 万円しか差がございません。ですから、余り差のないところから、下から持ってくるのもいかなものかというふうな感じはしております。

○峰崎財務副大臣

それでは、連合の南雲さん、お願いします。

○南雲日本労働組合総連合会事務局長

ありがとうございます。

給与所得控除については、勤務費用の概算控除とか、担税力の格差とか、そういうものを総合的に勘案して設ける必要があるんだろうと思います。

特定支出控除の大幅拡充と、申告納税制の導入が実現することとか、それから、納税者番号制の導入と、総合課税化によってクロヨン問題が解消することなどが実現しないと、なかなか抜本的な見直しは難しいんだろうと思っております。

どこまでの水準というところまで論議はしておりませんが、所得再分配機能を強める観点から、一定の上限額を設けることはあってもいいのではないかということで、最高税率のかかる労働者を対象に 2,000 万円程度ということでは事務局としては考えております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

日商の井上さん、お願いします。

○井上日本商工会議所特別顧問

オーナー課税につきましては、特段、数字というものは持ち合わせておりません。

ただ、私、個人的に考えますに、やはり中小企業のオーナーというのはある程度の所得を取り、資産というものをつくっておかないと、いざというときにはなかなか担保にしたり、大体、中小企業の場合を見ますと、個人も企業も同じというふうにみなされております。私の企業でもそうですけれども、私の資産はすべて担保に入っています。また、入らないと金利が高くてしょうがないということになるわけですし、そういった点からすると、いいときにはある程度というような仕組みはどうしてもつくっていかないと行かないのではないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

もし、日経連の方で何かあればお願いいたします。
よろしいですか。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

はい。結構です。

○峰崎財務副大臣

それでは、実は一人オーナーのところ、国税の方で調べていただいた結果、一人オーナー会社課税の適用状況が意外に高うございまして、この平均値が、法人数が9万3,000社、それから、その他、調べてみたら、黒字法人でオーナー給与の平均額が2,048万円、赤字法人で1,926万円、平均で2,020万円で、オーナー給与の最高額は3億8,200万円といったような金額でございました。

それで、日税連にお聞きしたんですが、この一人オーナー問題のときに日税連の皆さん方は、恐らく平均は800万円ぐらいではないかというようなことを言われて、それでこのデータと、今日、実は先ほど我々の税調の会合で話があったんですが、このオーナー給与の平均額は少し日税連と、今回調べてもらったものとの差が余りにも大き過ぎたので、この点はどのように、今の数字をお聞きになって考えておられるのか。商工会議所の皆さんと、それから、日税連の井寺常務理事、お互いの御意見をいただければと思います。

○井上日本商工会議所特別顧問

確かに、最高額は黒字企業で3億8,200万円という数字が出ております。これは確かに異常な、高額だというふうに思うわけですが、ただ平均的には大体、黒字企業で2,000万円、赤字企業で1,500万円という数字が出ておるわけですが、この平均からすると大体このぐらいの数字というのは妥当ではないのかなと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、日税連の方からお願いいたします。

○井寺日本税理士会連合会常務理事

今、おっしゃったのと大体同意見でございまして、最高額としては非常に高い。しかし、最高額ですから、個別にはこんなものもあるかもしれないという感じもせぬでもありません。ただ、平均額としては大体こんなものという感じはしております。

○峰崎財務副大臣

そういう認識で、それでは、こんなものだろうということでもよろしいわけですね。ありがとうございました。

そのほか、ございますか。

どうぞ。

○大島内閣府副大臣

内閣府副大臣の大島です。

税理士会と商工会議所さんに伺いたいんですけども、交際費の全額損金算入とい

う要望がございます。その中で、やはり営業の力をつけるために全額損金算入してほしいということなのですが、その要望の度合いについて伺わせていただければ幸いです。

それでは、税理士会からお願いします。

○井寺日本税理士会連合会常務理事

今、度合いとおっしゃりましたので、なかなかぴんと来ないところもございますが、そちらはできましてから相当経っております、半分、要望点としては、企業者としてはあきらめの状態のところもあるのではないかという感じもしないでもありません。

それから、小規模の企業におきましても、一応、10%は否認されるけれども、90%は認めますので、これについて実務的にも、実を言うと、そういう意味で文句があるという感じはしておりませんが、ただ、私たちとしては、やはり本来、損金算入されるべき資本であるというような感じがしております。

○大島内閣府副大臣

それでは、商工会議所さんからお願いします。

○井上日本商工会議所特別顧問

この損金 100%算入というのは、是非、私どもとしてはお願いしたいと思っております。といいますのは、この交際費というものは何なのか。やはりコミュニケーションをすることによって情報をキャッチする。そして、要するに販促費なわけですね。個人がその辺で酒を飲んだり何なりというのは全然別の話であって、やはりある程度の10人以上を超えた企業というのは全部周りが見ておりますから、これは間違いなく使っている費用で、販促費であるというふうに私は自信を持って申し上げますので、是非、100%をお願いしたいというふうに思います。

○大島内閣府副大臣

ありがとうございました。

どうぞ。

○井寺日本税理士会連合会常務理事

税理士会ですが、これが導入された背景には冗費の抑制といったことが一番の主眼であったのではないかというふうに理解しておるんですが、その冗費が現段階においてははずないのではないかというふうなことも理由の一つには挙げたいと思っております。

○大島内閣府副大臣

ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

長浜副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

社会福祉財源のところなんですけれども、経団連のペーパーなどを拝見しても、経

済成長力の強化、この順番にどういう意味を持つかということは別にして、第一に税制抜本改革の必要性の中においての社会保障制度の確立、社会保障の安定財源の確保が急務であるという御指摘がなされております。これは平成 22 年度税制のみならず、多分、この 5 年、10 年のテーマとしてずっと続いてくるところの問題提起だと思えますし、また、連合の皆様からは社会福祉を社会的なセーフティーネットの整備ととらえるという、広い意味でのセーフティーネットととらえれば、この部分における財源確保あるいは税制的な措置というものが、実は今、大変厚生労働省も直面をしているところでありまして、また、ここで御指摘もある財政健全化の必要性で、GDP 比率、今の状況の中において国債というスキームが使えない状況とすれば、連合の皆様も御指摘をされているとおり、まず徹底的な行政の無駄の削減というところは行います。

しかし、その行った状況の中においても財源が確保されないとき、経団連としては具体的に、この「2. 税制抜本改革の課題」の中においては、消費税という形の支持を書かれているわけですね。ですから、何年か前、早いもので 16 年ぐらい経つんでしょうか、消費税率 3 % のときに、消費税を廃して 7 % の国民福祉税という議論も十数年前になされた状況もありますけれども、今、申し上げた来年度の税制要望という観点ではなくて、これは長期とは言えない、しかし、短期的にはなかなか難しいんですが、5 年、10 年の流れの中においての、この福祉への財源を経団連の皆様、あるいは連合の皆様はどのように考えておられるのか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

それでは、経団連の方からお答えいたします。

今の御指摘というのは多分、日本の財政の健全化のために非常に重要なポイントだろうと存じておりまして、私どもが消費税のアップを、今、鳩山政権が 4 年間はということをお話しされているので、それはそれとして、少し中期的な問題として、やはりどうしてもお考えいただくべきだと思っているのは、まさに社会保障に係る費用の問題でございまして、考え方としては一般財源というよりは、むしろ消費税を上げた部分というのはほとんどすべてが社会保障制度の必要資金というふうに充当していただくことで私どもは、これは当たり前といいますか、当然だろうと考えております。

昨今、それは私どもの努力も不足しているのかもしれませんが、特に法人税収が激減をしている。40 兆円を切るかもしれない。あるいはもう切るとは確実だというようないろんな議論もございまして、法人税収というものはどうしても景気の動向によって非常に大きな波をこうむらざるを得ない。これは過去の例を見てもそのとおりでございまして。それに比べますと割合フラットに出ているのは、一番はやはり消費税でございまして、これは比較的、景気の動向に大きな影響を及ぼさないという意味では、ただいまおっしゃりました社会保障のための資金、税収というふうなことを

考えれば、一番安定的に政府としても御心配なく使えることになるのではないかと考えております。

ですので、今、先進各国等の比較におきましても、やはり日本の場合には法人税に依存している比率が非常に高うございまして、30%を超えているような状態で、しかし、これはさすがに、これから景気をむしばむと言えれば失礼ですけれども、耐えられない状態になりますので、そういう意味ではやはり、今すぐとは申し上げませんが、どうしても歳出の削減は勿論徹底的におやりいただくのは第一といたしまして、次にやはり消費税の問題を社会保障の問題からも取り上げざるを得ないだろう。これは多分、民主党政権、鳩山政権の皆様方もおわかりいただいているので、ですから、そのための検討はなるべく早くお進めいただくのが一番よろしいのではないかと考えております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○南雲日本労働組合総連合会事務局長

ありがとうございます。

先ほども申しましたように、全体としては無駄をなくしていただくということが第一番だと思いますし、消費税をどのように活用するかということも課題の一つだろうと思いますが、全体として、むしろ全体税制の中で、先ほども申しましたけれども、不公平とかそういうものを取り除いていただく。信頼ある税制をどうつくっていくかということで今のところは考えております。ただ、細かいところまで、どういうふうに財源を確保するかというところまでは、まだ論議は進めておりません。早急にはやりたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○大橋日本経済団体連合会評議員会副議長

少し付け加えてよろしいでしょうか。

その場合に、消費税を複数税制にしていくというお考えと、あるいは給付付きの税額控除というような形で割合シンプルにおやりになった方がどうなんだという議論はございますが、これは経団連としてもまだ完全に意見の一致を見ているわけではございませんけれども、やはり複数税制というのはなかなか、どこで線引きをするかというのは非常に難しい問題がございまして、しかもそれが公正にできるかどうかという問題もございまして、私どもは基本的にはやはり給付付きの税額控除ということで、本当に税金を払っていない、しかし低所得で、本当に生活に困っていらっしゃる弱者の方々には給付付きの税額控除で対応していただく。あとの部分につきましては、消費税については均等に取っていただく。これが一番ふさわしいのではないかと。

いずれにいたしましても、どうも今の日本の風土の中で税金というものは取られ損

だという感じが非常に強いのが残念といたしますか、今の一番の問題だと思えます。しかし、その中には、おっしゃるように税金の無駄遣いがあったからそういう感覚が国民の中に定着してしまっているのです、それは今の民主党政権の中で強く歳出削減は無駄遣いを省いていくんだということを強く主張されて、それに対してひとつの解決をなさろうとしている点については私どもも大変高く評価しているのです、その上でやはり消費税の問題というものを考えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、ちょうど約束の時間をオーバーいたしましたので、これにて終わりたいと思います。

本当にお忙しい中でヒアリングにお越しいただきまして、貴重な意見をありがとうございました。また是非、これらを生かしていきたいと思えます。

今日はありがとうございました。

どうぞ、御退席ください。

(日経連・日商・連合・日税連関係者退室)

○峰崎財務副大臣

委員の皆さん、本日は長時間にわたりまして御苦勞様でございました。

次回は10月29日の午後5時から午後7時まで、本日と同じ場所で税制調査会を開催いたします。

次回は、まず地方団体との意見交換として、全国知事会地方税制小委員会委員長の石井富山県知事、全国市長会会長の森新潟県長岡市長、全国町村会副会長の汐見京都府井手町長からヒアリングを行います。

引き続き、総理からの諮問事項全般について有識者からのヒアリングを行います。財政学が御専門の神野直彦関西学院大学教授、租税法が御専門の中里実東京大学教授、エコノミストの翁百合日本総合研究所理事からお話を伺うこととしております。

資産税について、あるいは今日残ってございました議論は次々回に譲りますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

本日の会議は以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場で行います。会見に参加されない方は速やかに退室をお願いいたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。